

◆理事長挨拶	1
◆1.法人の概要	2
1.東海学園の創立	2
2.校訓と校是	2
3.学校法人東海学園の沿革	4
4.学校法人東海学園 機構図	4
5.学校・学部・学科等の学生数の状況	5
6.役員概要	5
7.評議員の概要	6
8.教職員概要	6
◆2.事業の概要	7
◆3.財務の概要	8

東海学園

2017.9 NO.18

学報

東海学園理事長 MESSAGE



東海学園 理事長 袖山 榮真

東海学園の創立当初は浄土宗僧侶の養成機関でした。その養成校は全国に7校ありました。そうした伝統をもとに現在では「浄土宗立宗門学校」として教育振興会を構成しています。現在、12法人43校が会員になっています。私たちの学園は1法人4校ということになります。毎年会員校を会場として総会と研修会などがあり、今年の会場校は酒田南高等学校でした。鶴岡市の湯野浜温泉亀やが会場で41名の参加者でした。翌日は加茂水族館、羽黒山の参拝などでした。私的でしたが庄内藩藩校「致道館」に行くことができました。

14万石の庄内藩は鶴岡藩ともいいますが、譜代の酒井氏の領地です。酒井氏の高祖は三河の出身で酒井広親です。その墓は岡崎市岩津町にあります。

寛政異学の禁の後、各藩は幕府の教育方針に従い朱子学を正学・藩学としました。文化2年(1805)酒井家9代忠徳の時にできた致道館は、荻生徂徠の「徂徠学」を基としました。古文辞学による古い辞句を直接読む、孔子の教えを直接研究しようとする

学風でした。致道館の特色としては、心身の鍛錬は当然として、

- ・天性重視・個性伸長 ・自学自習
- ・会業 ・人倫道德の重視

などの事項があげられています。生まれつきの個性に合わせ才能を伸ばす、自ら考える力を醸成する、皆と話し合うことを大切にする、などになります。鶴岡市の教育方針は現在もこれです、と説明を受けました、素読する『論語』を『親子で楽しむ庄内論語』として教科書ができていました。

しっかりした教育内容に大いに示唆を受けました。酒井忠久氏に会おうと自宅を訪ねましたが留守でした。



「致道館」正面 平成29年6月撮影

東海学園 学報

2017.9 NO.18

学校法人 東海学園

法人事務局 〒461-0003 名古屋市東区筒井一丁目2番35号 TEL(052)936-5515 FAX(052)936-5518

東海学園大学大学院・東海学園大学・東海学園高等学校・東海高等学校・東海中学校

▶3 財務の概要

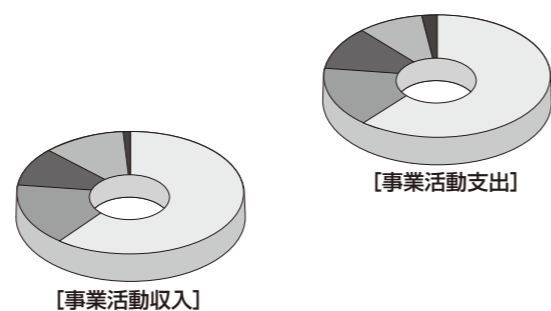
事業活動収支内訳表

(単位：千円)

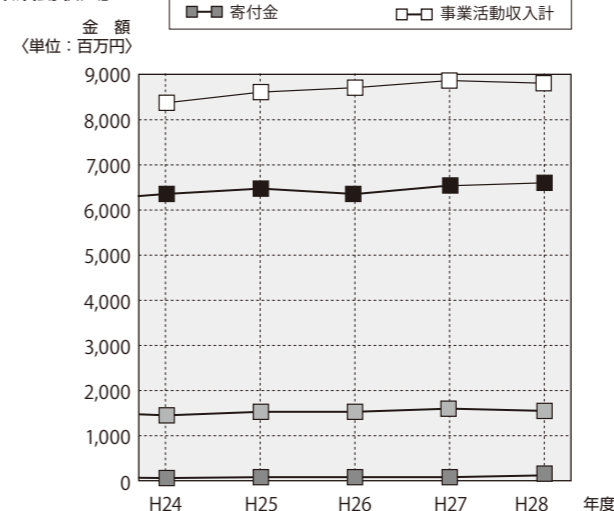
教育活動収入の部	学園合計	学校法人	東海学園大学	東海高等学校	東海学園高等学校	東海中学校
学生生徒等納付金	6,708,196	0	5,054,194	611,405	442,468	600,128
手数料	117,429	0	84,073	4,791	16,480	12,084
寄付金	72,457	5,627	11,214	25,093	90	30,432
経常費等補助金	1,613,453	0	314,251	471,182	453,372	374,647
国庫補助金	313,693	0	313,693	0	0	0
地方公共団体補助金	1,299,760	0	558	471,182	453,372	374,647
付随事業収入	41,294	0	40,384	0	910	0
雑収入	251,227	7,821	91,461	122,914	10,705	18,323
教育活動収入計	8,804,059	13,448	5,595,580	1,235,388	924,026	1,035,614
教育活動支出の部	学園合計	学校法人	東海学園大学	東海高等学校	東海学園高等学校	東海中学校
	5,525,457	112,843	2,840,326	1,025,662	791,800	754,823
	2,508,066	0	1,894,573	226,362	256,077	131,052
	753,333	88,030	598,211	16,681	33,525	16,886
	0	0	0	0	0	0
	8,786,857	200,873	5,333,111	1,268,706	1,081,403	902,762
	17,201	△187,425	262,469	△33,317	△157,376	132,852

(単位：千円)

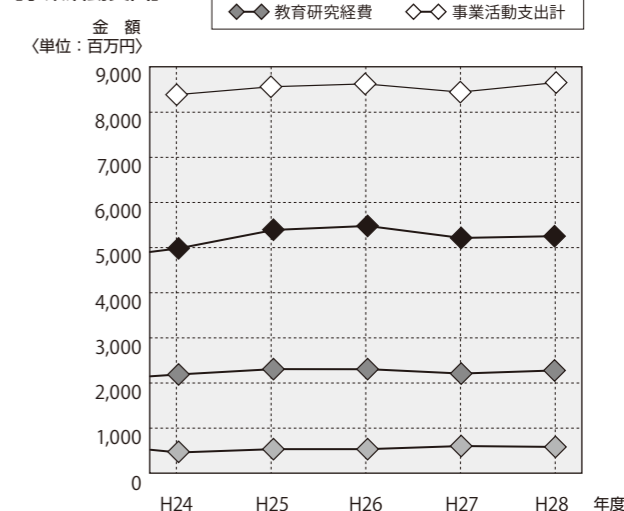
特別収入の部	学園合計	学校法人	東海学園大学	東海高等学校	東海学園高等学校	東海中学校
	0	0	0	0	0	0
	84,037	49,628	26,981	2,146	2,832	2,449
	7,427	0	0	2,146	2,832	2,449
	84,037	49,628	26,981	2,146	2,832	2,449



[事業活動収入]



[事業活動支出]



(5) 主な財務比率比較

比率名	算式	比率の説明※1	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業活動収支差額比率	$\frac{\text{基本金組入前当年度収支差額}}{\text{事業活動収入}}$		0.9%	△1.2%	△0.1%	3.2%	0.3%
基本金組入後収支比率	$\frac{\text{事業活動支出}}{\text{事業活動収入+基本金組入額}}$		114.2%	107.9%	107.6%	105.2%	102.1%
学生生徒等納付金比率	$\frac{\text{学生生徒等納付金}}{\text{経常収入}}$		76.4%	76.3%	74.2%	76.9%	76.2%
人件費比率	$\frac{\text{人件費}}{\text{経常収入}}$		62.3%	63.4%	63.8%	61.7%	62.8%
教育研究経費比率	$\frac{\text{教育研究経費}}{\text{経常収入}}$		28.6%	28.5%	27.9%	27.2%	28.5%
管理経費比率	$\frac{\text{管理経費}}{\text{経常収入}}$		8.6%	9.2%	9.1%	9.1%	8.6%
流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$		162.5%	148.1%	142.3%	178.1%	165.5%
負債比率	$\frac{\text{総負債}}{\text{純資産}}$		40.4%	40.7%	39.1%	38.6%	37.1%
純資産構成比率	$\frac{\text{純資産}}{\text{総負債+純資産}}$		71.2%	71.1%	71.9%	72.2%	72.9%
基本金比率	$\frac{\text{基本金}}{\text{基本金要組入額}}$		93.6%	93.6%	94.5%	95.0%	95.3%
教育活動資金収支差額比率	$\frac{\text{教育活動資金収支差額}}{\text{教育活動資金収入計}}$		-	-	-	11.1%	10.4%

※ 学校法人会計基準の改正により平成27年度から計算書類が変更されている。
 ※ 平成26年度以前の金額は、新学校法人会計基準に組み替えた金額を掲載している。

※ 財務比率について、平成26年度以前は新会計基準に組み直して算出している。
 ※1 参考文献：平成28年度版「今日の私学財政」日本私立学校振興・共済事業団

(6) 学校法人会計と企業会計との違い

学校法人会計基準が平成27年4月1日より改正となり、以下は改正後の会計基準に基づいた説明となります。

1. 目的

学校法人は、企業のように利益の追求を目的とはせず、教育研究活動により人材育成や研究成果の社会還元を目的としています。このため良好な教育研究環境を、継続的・安定的に維持していくことが求められます。そこで、学校法人会計では、収入と支出のバランスが取れ、財政及び経営状況を的確に把握することが目的となります。

2. 構造

企業会計は、会計期間における損益計算と、決算日現在の財政状態を明らかにする必要があるため、次の2つの計算書から成り立っています。損益計算書……収益に対応する費用の計算を行うもの。

貸借対照表……決算日現在の財政状態を明らかにするもの。

これに対し、学校法人会計は、財政、経営状況の把握の観点から、資金(現預金)の収支を伴う全取引を明らかにする必要もあり、次の3つの計算書から成り立っています。

資金収支計算書…資金の調達と支払使途との対応を明らかにするもの。

事業活動収支計算書…企業会計の「損益計算書」に相当するもので、経常的、臨時的な収支状況を把握できるようにするもの。

貸借対照表……決算日現在の財政状況を明らかにするもの。

学校法人会計では、学校の公共性と永続性を重視した会計構造となっています。

3. 基本金

学校法人会計独自の勘定科目として、基本金があります。貸借対照表において、企業会計の資本金とは違うものです。企業は株式等に出資者に財産権が存在しますが、学校法人では、設立時にその資産を寄付により構成されているため、寄付者には財産権は存在しません。この寄付された資産を基本金とし、その後の学校の事業活動により留保した収入を組み入れていくもので、学校法人の財産的基盤を裏付けているものです。

4. 会計上のルール

学校法人経営の特殊性を考慮し、経営の実態を会計面から把握できるように一定のルールによって会計処理することが考え出され、昭和46年に文部省令により「学校法人会計基準」が定められました。また、私立学校振興助成法に基づき補助金を受ける学校法人は、この会計基準に定められた方法と様式により計算書類(決算書)を作成し、所轄庁に届け出ることとなっています。さらに私立学校法では、決算の評議員会への報告、財産目録・計算書類を備え置くこと、及び監事による監査、について定められています。

(7) 計算書類の主な科目の説明 (改正後 学校法人会計基準)

1. 資金収支計算書、事業活動収支計算書に共通する科目 (表記は、資金収支計算書の名称)

収入の部

- 学生生徒等納付金収入 … 「授業料収入」「入学金収入」等、教育研究活動を受ける対価として学生生徒から納付された収入です。
- 手数料収入 …………… この大部分は、入学試験を受験する際に納付する「入学検定料収入」であり、他に各種証明書の発行時に徴収する「証明手数料収入」等があります。
- 寄付金収入 …………… 現物寄付(ものによる寄付)を除いた寄付金であり、使途を特定した「特別寄付金」と特定しない「一般寄付金」があります。
- 補助金収入 …………… 国または地方公共団体から、交付される助成金です。また、日本私立学校振興・共済事業団、及びこれに準じる団体からの助成金も含まれます。
- 資産売却収入 …………… 資産を売却した際に、その売却代金を収入として計上したものです。「有価証券売却収入」等があります。
- 付随事業・収益事業収入 … 教育活動に付随する活動に係る事業の収入です。食堂、売店寄宿舎等の活動による「補助活動収入」等があります。また収益事業を行っている場合、そこからの収入も含まれます。
- 受取利息・配当金収入 …… 金融資産の運用等によって、生じた収入です。「その他の受取利息・配当金収入」等があります。
- 雑収入 …………… 「施設設備利用料収入」「退職基金財団給付金収入」、「その他の雑収入」等があります。

支出の部

- 人件費支出 …………… 「教員人件費支出」、「職員人件費支出」、「役員報酬支出」、及び「退職金支出」から構成されています。教職員の人件費には、本俸・期末手当・その他手当・所定福利費等があります。
- 教育研究経費支出 …………… 教育研究のために支出する経費です。学生生徒等を募集するための経費は除外します。
- 管理経費支出 …………… 「教育研究経費支出」以外の経費です。学校法人の役員に関する業務執行に要する経費、総務・人事・財務・経理・その他これに準ずる法人業務に要する経費等があります。
- 借入金等利息支出 …………… 借入金の支払利息等を計上したものです。

2. 資金収支計算書にのみ計上される主な科目

収入の部

- 借入金等収入 …………… 借入等を実施した際、借入金を収入として計上するものです。
- 前受金収入 …………… 翌年度以降の収入に計上すべきものが、当年度に入金された場合に計上します。翌年度入学予定者の入学金や授業料等があります。
- その他の収入 …………… 特定資産の取崩収入、前期末未収入金収入、預り金受入収入等があります。
- 資金収入調整勘定 …… 当期に収入が計上されているが、実際には資金がまだ入金されていないもの、あるいは前年度に既に入金されたものについて、収入から差し引くことで、収入が発生した年度と実際に資金が入金された年度との調整を行う科目です。

支出の部

- 借入金等返済支出 …… 借入金の元金返済、学校債の返済等に伴い計上します。
- 施設関係支出 …………… 施設(土地、建物、構築物)の取得に伴う支出です。また、建設仮勘定とは、建設途中の施設であり、完成後は適切な勘定科目に振り替えます。
- 設備関係支出 …………… 備品、図書、車輛等の動産、電話加入権等の無形固定資産の取得に伴う支出です。
- 資産運用支出 …………… 資金を有価証券で運用した場合、あるいは引当特定資産として支払資金とは別の勘定として運用する場合等に計上する科目です。
- その他の支出 …………… 前期末未払金支払支出、預り金支払支出等があります。
- 資金支出調整勘定 …… 当期に支出が計上されているが、実際には資金の支払いが行われていないもの、あるいは前年度に既に資金の支払いが完了しているものを支出から差し引くことで、支出が発生した年度と実際に資金を支払った年度との調整を行う科目です。

3. 事業活動収支計算書に計上される主な科目

教育活動収支、教育活動外収支

- 寄付金 …………… 寄付金のうち施設設備に関するものを除いた寄付金です。
- 経常費等補助金 …… 補助金のうち施設設備に関するものを除いた補助金です。
- 減価償却額 …………… 固定資産の時間経過による価値の減少を、金額に換算して費用としたものであり資金の動きを伴わない支出となります。
- 徴収不能額 …………… 未収入金等の金銭債権が、入金されることが不能になった場合に損失として計上する際に使用する科目です。

特別収支

- 資産売却差額 …………… 資産を売却した際、売却金額が簿価を上回った場合その差額を、資産売却差額として計上します。
- 施設設備寄付金 …… 寄付金のうち施設設備に関する寄付金です。
- 施設設備補助金 …… 補助金のうち施設設備に関する補助金です。
- 資産処分差額 …………… 資産売却差額とは逆に、資産の売却金額が簿価を下回った場合その差額、また、売却以外でも資産を廃棄除却した場合に、その簿価を資産処分差額として計上します。
- 事業活動収入 …………… 学校法人にとって、負債とならない収入の合計であり、企業会計の収益にあたる金額です。資金の動きを伴わない「現物寄付金」等の収入を含みます。改正前の「帰属収入」に相当するものです。
- 事業活動支出 …………… 学校法人が教育研究活動を行うにあたり、消費した財貨や利用したサービスの合計金額です。企業会計の費用にあたるものです。資金の動きを伴わない「減価償却額」等が含まれます。改正前の「消費支出」に相当するものです。
- 基本金組入前
当年度収支差額 …… 事業活動収入から事業活動支出を差し引いたものであり、改正前の「帰属収支差額」に相当するものです。
- 基本金組入額 …………… 基本金として事業活動収入の中から差し引いて、組み入れる金額です。その内容により第1号から第4号までの4種類があります。
 - 第1号基本金 …… 施設設備取得に充てた金額です。借入金にて取得した場合は、借入の返済金を組入額とします。
 - 第2号基本金 …… 将来の新規施設設備取得に充てるために、積み立てた特定資産に対応する金額です。
 - 第3号基本金 …… 基金としてその運用によって生じた収益を、教育研究活動に充てることを目的とした金額です。
 - 第4号基本金 …… 学校法人の運転資金として、恒常的に保持すべき金額です。
- 当年度収支差額 …… 「基本金組入前当年度収支差額」から「基本金組入額」を差し引いたもので、改正前の「当年度消費収入(支出超過額)」に相当するものです。

4. 貸借対照表の主な科目

資産の部

- 特定資産 …………… 学校法人が、その意思に基づき将来の特定の支出に備える目的で、資金やその他の資産を留保する際に設定する科目です。留保資産の目的に応じて「〇〇引当特定資産」として、科目名を設定します。
- 借地権 …………… 他人の所有している土地を利用するために支出した権利金等の金額です。
- 施設利用権 …………… 電気、ガス、水道施設利用権等を利用する権利や、他人の建設した建物等を長期間占有して使用するために支出した権利金等のことです。
- 現金預金 …………… 現金、銀行等の預金などです。またこの金額は、資金収支計算書の翌年度繰越支払資金の金額と一致します。

負債の部

- 退職給与引当金 …… 教職員の将来の退職時に支払うべき退職金を負債として認識し、退職金団体からの交付金を考慮して引出し、計上するものです。
- 預り金 …………… 学校法人が、他に支払うべき金額を一時的に受け入れるもので、給与、報酬等に係る源泉所得税や、学生生徒から徴収するPTA会費等があります。

純資産の部

- 純資産の部 …………… 「基本金」と「繰越収支差額」により構成されるものです。